

弁償を要する資料の汚損・破損のガイドライン

【一般図書・児童書の弁償基準】

流山市立図書館

	対 象	状 態
(1)	水濡れ・飲食物等の 染みなど	① 水濡れ等により、ページに歪み、または波打ちが生じた場合 ② お茶・コーヒー等の飲食物により染みなどの汚れが生じた場合 ③ 飲食物・セロテープ・糊等の付着によりページが接着した場合、及び接着面を剥がしたことによりページが欠損した場合 ④ カビが発生した場合
(2)	資料の一部の汚損・ 破損・亡失	① 破れ、切り取り、ページの欠損が生じた場合 ② タバコ等による焦げ跡が残った場合
(3)	書き込み	① マジック・ボールペン・クレヨン・マーカー等消すことが困難な筆記用具による落書きやアンダーライン等の書込みがある場合 ② 鉛筆等の消すことが可能な筆記用具であっても、筆圧等が強く、消した後にも読み取りが困難な場合や痕跡が残る場合 ③ 鉛筆等の消すことが可能な筆記用具で、消すことによりイラストや文字等に色褪せが生じた場合
(4)	噛み(咬み)跡	乳幼児、ペット等が噛んだため、噛み跡や傷が生じた場合、資料が破損した場合
(5)	異物の挟み込み等	毛髪等、衛生上問題のあるものが挟み込まれていた場合
(6)	付録の型紙・地図等 資料の汚損・破損	(1)～(5)及び(8)に準じ、弁償が必要と判断された場合
(7)	付録のCDの破損	① 再生機器で再生できない状態になった場合 ② 再生の際に機器の故障が生じる恐れがある場合
(8)	その他	利用者の故意又は過失により、利用に供することが困難と判断される場合

* ただし、次の場合は弁償の対象としないことができる。

- A) 長期間の利用による経年劣化が原因と考えられる場合
- B) 修復可能な場合
- C) 弁償にあたらないと館長が判断する場合